

住民意見と対応の概要

(1) 計画期間の短縮や個別地区の事業実施時期等に関するご意見（108件）

「計画期間を10年間に短縮して欲しい」、「下流部水防災対策を早急に実施して欲しい」、「中流部の連続堤防を早期に完了して欲しい」等の計画期間の短縮や個別地区の事業実施時期に関するご意見をいただきました。

<計画期間の短縮に関するご意見に対する回答>

「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」は現時点の社会経済状況、自然環境状況、河道状況等に基づき概ね30年間の計画として策定したのですが、1日も早く「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」の整備内容が完了できるよう努めてまいります。

<下流部水防災対策の地区別実施時期等に関するご意見に対する回答>

新たに河川整備計画に位置づけられた由良川下流部における対策の実施時期等につきましては、現時点では未定となっておりますので、河川整備計画決定後に関係機関で構成する由良川下流部緊急水防災対策協議会において具体的な進め方を協議し事業を実施することとしておりますが、1日も早く全地区の対策が完了できるよう努めてまいります。

<中流部の地区別実施時期等に関するご意見に対する回答>

中流部の整備は、下流部の整備の進捗状況を踏まえて、下流部の治水安全度を上回らないように、上下流バランスを考慮しながら実施する必要があります。

現在、由良川中流部におきましては、戸田・観音寺地区、私市地区の築堤を実施しており、その進捗状況を踏まえてその他の地区の築堤を進めていくこととしておりますが、1日も早く全地区の築堤が完了できるよう努めてまいります。

(2) 内水対策や支川整備に関するご意見（29件）

「内水排除のためのポンプを設置して欲しい」、「支川の改修も進めて欲しい」、「内水による被害の発生が心配」等の内水対策や支川整備に関するご意見をいただきました。

<内水対策や支川整備に関するご意見に対する回答>

由良川では下流部・中流部ともに無堤区間が多く存在しており、まずは由良川本川の氾濫に対して家屋浸水被害の軽減を図る築堤等を最優先で実施する必要があります。

河川整備の進捗に伴い本川が氾濫する洪水被害（外水被害）は低減されますが、支川からの自然排水が困難となる場合には内水氾濫による浸水等の恐れがあります。災害発生時の対応や工事の実施にあたりましては、支川管理者や各地方公共団体等との適切な連携・調整が必要となることから、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.1.3に「内水被害の軽減を図るため、浸水区域の周知や水位情報発信等のソフト対策を関係機関と連携して実施するとともに、内水被害が発生した場合には、排水ポンプ車の活用により自治体を実施する内水排除を支援する等、関係機関と連携した円滑かつ迅速な内水被害の軽減対策を実施する。また、築堤施工に伴う支川改修や内水処理については、関係機関と適切に連携・調整を行う。」と記載させていただいております。

(3) 他地区の整備の影響を懸念するご意見（28件）

由良川下流部において現在整備中の輪中堤が完成することにより、下流部の未対策地区や中流部の堤防未整備地区への被害の増加を懸念されるご意見をいただきました。

<下流部の未対策地区への影響を懸念するご意見に対する回答>

堤防の整備による影響も踏まえた上で計画を策定しており、堤防の整備により被害が増大することはありません。

いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.1.1①に「中流部の堤防や下流部の輪中堤等の治水対策の実施に伴い洪水の流下に影響がある場合は、河道掘削等の対策を検討し実施する」と記載させていただいております。

<中流部の堤防未整備地区への影響を懸念するご意見に対する回答>

由良川下流部では、平成16年台風23号により甚大な洪水被害が発生したことを受けて、整備期間を概ね30年から概ね10年に短縮して実施する緊急対策を講じておりますが、由良川下流部の整備が先行することにより、由良川中流部の被害が増加することはありません。

(4) 河道内の土砂や樹木、護岸等の維持管理に関するご意見（28件）

「河道内に堆積した土砂を浚渫して欲しい」、「河道内の樹木を伐採して欲しい」、「護岸の補修・補強をして欲しい」等の維持管理に関するご意見をいただきました。

<河道内の土砂に関するご意見に対する回答>

経年的な土砂堆積により砂州や中州が発達すると、河道の断面が小さくなるとともに、樹木が繁茂することにより、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇の原因となる可能性があることから、いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.4.3①に「横断測量や写真撮影等のモニタリングにより河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が治水上や河川管理上の支障となる場合は、維持掘削など適切な河道管理を行う。また、護岸や構造物基礎周辺の災害の原因となる河床低下・洗掘の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合には、適切な対策を行う。」と記載させていただいております。

<河道内の樹木に関するご意見に対する回答>

河道内に樹木が著しく繁茂した場合、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇につながる可能性があるとともに、河川巡視・施設点検等の支障となるほか、洪水時の倒伏・流出や台風時の倒木等により河川管理施設に被害を及ぼすもあることから、いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.4.3②に「定期的な点検や日々の河川巡視、モニタリング等により樹木の成長や繁茂の状況を把握し、樹木が治水上や河川管理上の支障となる場合には、学識経験者の指導のもとに自然環境や景観に配慮し、エノキムクノキ群集等の自然植生の保全に努め、適切に樹木の伐採等の対策を実施する」と記載させていただいております。

<護岸の補修・補強に関するご意見に対する回答>

いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.4.2①に「河岸や堤防に設置されている護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸の流出による河岸の浸食拡大や堤防決壊の発生等に発展し、堤防の安全性が損なわれるおそれがあることから、早期に護岸の損傷を発見、調査・評価し、機動的かつ効率的に護岸の補修を実施する。また、河床の局所的な洗掘等により護岸の機能が損なわれないよう、適切な対策を実施する。」と記載させていただいております。

(5) 輪中堤の具体的構造等に関するご意見（25 件）

「輪中堤を圃場にかからないようにして欲しい」、「堤防と道路の機能を兼用して欲しい」等の輪中堤の具体的な構造や設置位置等に関するご意見をいただきました。

<輪中堤の具体的構造等に関するご意見に対する回答>

新たに河川整備計画に位置づけられた地区における対策の詳細な構造等につきましては、現時点では未定となっておりますので、河川整備計画決定後に、より具体的な調査・設計等を順次行うこととしております。

また、対策の実施に際しましては、事前に地元住民の皆様等を対象に具体的な対策内容の説明等を行うこととしております。

(6) 他事業に関するご意見（17 件）

「避難路確保のため道路を嵩上げして欲しい」、「道路橋や鉄道橋を架けかえて欲しい」等の他事業に関するご意見をいただきました。

<他事業に関するご意見に対する回答>

「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」は、由良川水系の国管理区間における今後概ね 30 年間の河川整備の内容を定めるものです。

いただきましたご意見につきましては、各施設管理者にお伝えいたします。

(7) 河道内の島や川幅の狭い箇所等の地形等の影響を懸念するご意見（14 件）

「河道内の島を撤去して欲しい」、「川幅が狭い箇所の掘削等を実施して欲しい」等の地形等の影響を懸念するご意見をいただきました。

<地形等の影響を懸念するご意見に対する回答>

川幅や島、高低差などの地形条件や潮位の影響も踏まえた上で計画を策定しており、計画高水位以下の家屋が存在する全地区に築堤等を実施するとともに、中流部の一部区間で河道掘削等を実施することにより、昭和 34 年伊勢湾台風規模の降雨により発生のある恐れがある洪水に対して浸水被害の防止又は軽減を図ることが可能となります。

(8) 空間利用に関するご意見（10 件）

「堤防天端を舗装して欲しい」、「河川敷を憩いの場や交流の場として利用できるようにして欲しい」等の空間利用するご意見をいただきました。

<空間利用に関するご意見に対する回答>

いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.4.5 に「自然豊かな由良川の河川空間を守り、将来に残すよう維持に努めるとともに、スポーツやレクリエーション活動、水と緑のオープンスペースとしての河川利用、街づくりと一体となった河川整備などの多様な要請に応じられるよう、これらの相互の調整を図りつつ河川空間の適正な利用が図られるよう管理を実施する」と記載させていただいております。

(9) 河口砂州に関するご意見（9件）

「河口部の砂州を撤去して欲しい」等の河口砂州に関するご意見をいただきました。

<河口砂州に関するご意見に対する回答>

砂州を撤去した場合、塩水の遡上による水道水や河川環境への影響が生じる可能性があることから、いただきましたご意見も踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましても、4.4.3③に「河川巡視や測量等により、砂州の状態を継続的に把握するとともに、砂州の動態・制御等に関する調査・検討を行い、その結果を踏まえて砂州を適切に維持管理するための必要に応じた対策を実施する」と記載させていただいております。

(10) 河川整備計画（原案）の修正に反映させていただいたご意見（2件）

「築堤完成に伴う変更版のハザードマップを早急に作成して欲しい」とのご意見をいただきましたことを踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましては、4.4.4③に「自治体において作成し、住民に対して周知しているハザードマップについて、作成のための支援や氾濫シミュレーションを活用した情報提供等を河川整備の進捗状況にあわせて積極的に実施する。」と記載させていただいております。

また、「上野川樋門に向かうための安全な道路の確保状況はどうなっているのか」とのご意見をいただきましたことを踏まえまして、「由良川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」におきましては、4.4.2③に「自治体の協力のもと河川管理施設の操作員を確保するとともに、樋門操作時や異常出水時の通路の確保等の操作員の安全確保に努める。また、突発事故等により手動操作や機側操作が必要となる場合があるため、必要な体制の確保を図り、講習会等を通じて操作員の技術の維持に努める。」と記載させていただいております。

既に由良川水系河川整備計画（原案）に取り組みが記載されているご意見や由良川水系河川整備計画（案）に直接反映することが困難であったご意見が多数ありましたが、いただきましたご意見を可能な限り踏まえた上で、今後の関係機関との調整・協議や実際の事業等を実施させていただくことといたします。